

規則等の案の概要

静岡市都市局
都市計画部緑地政策課

1 規則等の案の名称

静岡市大浜公園条例施行規則（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市大浜公園条例（平成 15 年静岡市条例第 46 号。以下「条例」という。）及び令和 7 年 2 月定例会に上程した議案第 41 号「静岡市大浜公園条例の一部改正について（以下「条例案」という。）」

3 制定の趣旨

大浜公園は、有料区域となるプールゾーンのほか、公園ゾーン、松林ゾーン、収益施設から構成されプールを利用した家族連れが公園ゾーンの芝生広場などでピクニックや休憩をしたり、公園ゾーンの遊具で遊んで熱くなった体をプールでクールダウンするなど、各ゾーンをまたいで公園全体を楽しめるような施設配置や運営を予定しています。また、収益施設でのイベントだけでなく、例えば公園やプールを利用した市内のスポーツ団体と協力したスポーツイベント等の開催により、一年を通して、老若男女が楽しめる公園としての運営を目指しています。

大浜公園では、指定管理者制度に関する事項等を定めるため、規則を制定します。

条例案を議会に上程中ですが、管理に伴う書式を規則で早期に定める必要があり、可決を条件に管理運営に係る事項を定める規則について、意見公募手続を実施することとします。

4 規則等の案の内容

次に掲げる事項を定めるため、「静岡市大浜公園条例」の一部改正に併せて、関連する規則を制定することを検討しています。

- （１） 行為の許可等の手続きに関する様式（改正後の条例第 4 条関係）
- （２） 利用料金の承認手続きに関する様式（改正後の条例第 9 条第 3 項関係）

- (3) 利用料金の減免又は免除の基準等に関する事（改正後の条例第9条第4項関係）
- (4) 利用料金の還付の基準等に関する事（改正後の条例第9条第5項関係）
- (5) 行為者の遵守事項に関する事（行為者が守らなければならない事項を示します）
- (6) 指定管理者の指定に関する様式（改正後の条例第10条関係）
- (7) この規則案に定めるもののほか、管理に関し必要な事項は、別に定めることとします
- (8) 条例案の修正等がされた場合は、必要に応じ、条例案の修正内容に沿った規則案に修正します

5 規則等を施行する時期（予定）

令和7年5月1日

議案第 4 1 号

静岡市大浜公園条例の一部改正について

静岡市大浜公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市大浜公園条例の一部を改正する条例

静岡市大浜公園条例（令和 5 年静岡市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 31 年法律第 79 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 8 条中「静岡市都市公園条例（平成 15 年静岡市条例第 231 号）」を「都市公園条例」に改め、同条を第 18 条とし、同条の前に次の 4 条を加える。

（指定管理者の原状回復の義務）

第 14 条 指定管理者は、その指定に係る業務の管理の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（公園施設の設置又は管理の許可等）

第 15 条 公園における公園施設の設置若しくは管理の許可又は占用及びこれらに係る使用料については、静岡市都市公園条例（平成 15 年静岡市条例第 231 条。以下「都市公園条例」という。）

第 3 章第 3 節から第 5 節までの定めるところによる。

（利用権の譲渡等の禁止等）

第 16 条 公園における利用権の譲渡等の禁止、権利の承継、報告の徴収及び立入検査、工作物等の保管等の手続、利用の許可の取消し等、原状回復の義務、利用等に関する工事等の届出並びに損害賠償の義務については、都市公園条例第 4 章の定めるところによる。

2 前項の場合において、都市公園条例第 23 条の 5 中「第 6 条第 1 項」とあるのは「静岡市大浜公園条例第 4 条第 1 項又は第 2 項」とする。

（監督処分）

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可

を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可（指定管理者が第4条第1項又は第2項の規定により行う許可を含む。）を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合

第7条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第4条第1項及び第2項の許可に関すること。

第7条を第13条とし、第4条から第6条までを6条ずつ繰り下げる。

第3条第1項中「公園の管理」の次に「(第15条に規定する公園施設の設置又は管理の許可等に関するものを除く。)」を加え、「(以下「指定管理者」という。)」を削り、同条第2項中「公園施設」を「第4条本文の規定による許可行為及びプール」に改め、「料金」の次に「(以下「利用料金」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

3 利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第3条を第9条とし、第2条の次に次の6条を加える。

(行為の禁止)

第3条 公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第2項による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 公園の施設若しくは公園内の土地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。

- (3) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) はり紙若しくは広告物を掲げ、又は宣伝すること。
- (7) 指定した場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第4条 公園内において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、第9条第1項の規定による指定を受けて公園の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。

2 前項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。

4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に際し、公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、公園の損壊その他の理由により、利用が危険であると認められる場合又は公園を損傷するおそれがあると認められる場合には、公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、公園の利用に関し制限を設け、又は必要な措置を講ずることができる。

(プールの供用期間等)

第6条 公園のプール（以下「プール」という。）の供用期間は、6月1日から9月30日までの期間であって、指定管理者が市長の承認を得て毎年度定める期間とする。

2 プールの開場時間は、午前9時30分から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、第1項の供用期間又は前項の開場時間を変更することができる。

(プールの入場の制限)

第7条 指定管理者は、プールの入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、プールへの入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他の入場者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) プールの管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

(利用料金)

第8条 第4条第1項及び第2項の規定による行為の許可を受けた者並びにプールを利用しようとする者は、次条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

本則に次の2条を加える。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第17条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

附則第1項ただし書中「次項から附則第4項まで」を「次項及び附則第5項」に改め、「、公布の日」を「公布の日から、附則第3項及び附則第4項の規定は令和7年4月1日」に改める。

附則第2項中「第4条及び第5条」を「第10条及び第11条」に改める。

附則第3項を次のように改める。

3 前項前段の規定により公園の指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、第4条、第6条第3項、第8条、第9条第2項から第5項までの規定の例により、行為の許可の手續並びに供用期間並びに開場時間の変更並びに利用料金の設定及び徴収に関し必要な行為を行うことができる。

附則第4項を附則第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 この条例の規定に基づく公園における公園施設の設置若しくは管理の許可又は占用に係る

手続及びこれらに伴う使用料の徴収については、施行日前においてもこれを行うことができる。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 9 条関係）

行為をする場合の利用料金の限度額

区分		単位	金額
第 4 条第 1 項第 1 号に 規定する行為	面積によるもの	1 平方メートル 1 日 につき	88 円
	面積により難しいもの	1 回 1 日につき	1,100 円
第 4 条第 1 項第 2 号に 規定する行為	面積によるもの	1 平方メートル 1 日 につき	88 円
	面積により難しいもの	1 回 1 日につき	1,100 円
第 4 条第 1 項第 3 号に 規定する行為	面積によるもの	1 平方メートル 1 日 につき	44 円
	面積により難しいもの	1 回 1 日につき	1,650 円
第 4 条第 1 項第 4 号に 規定する行為	面積によるもの	1 平方メートル 1 日 につき	33 円
	面積により難しいもの	1 回 1 日につき	1,650 円

別表第 2（第 9 条関係）

プールの利用料金の限度額

利用区分			単位	金額
市内に居住 する者	一般		1 日につき	800 円
	小学生・中学生			400 円
	幼児			100 円
	定期利用	一般	1 年度につき	8,000 円
		小学生・中学生		4,000 円
	回数券（5 回 券）	一般	1 枚	3,200 円
小学生・中学生		1,600 円		
上記以外の 者	一般		1 日につき	1,000 円
	小学生・中学生			500 円

	幼児			100 円
	定期利用	一般	1 年度につき	10,000 円
		小学生・中学生		5,000 円
	回数券（5 回券）	一般	1 枚	4,000 円
		小学生・中学生		2,000 円

備考

- 1 「幼児」とは、3 歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、幼児及び小学生・中学生以外の者をいう。ただし、3 歳未満の者を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。